

# 東日本大震災に係る強力な復旧・復興支援に関する重点提言

東日本大震災のすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 支援体制の整備及び財政支援等

- (1) 復興構想等各種方針の迅速な策定及びその早期実施を図ること。また、本格的な復興対策を盛り込んだ第二次補正予算の速やかな成立を図ること。
- (2) 東日本大震災に係る復興のための特別措置法については、地域により被災状況や復興手法等はそれぞれ異なることから、具体の法案策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたうえで実効性のあるものとするとともに、早期成立に向けて取り組むこと。
- (3) 復興担当の省庁等を設置し、国家プロジェクトとして対応すること。
- (4) 地域特性を活かした災害に強い未来志向の地域づくりを総合的・一体的に遂行できるよう包括的な権限移譲を進めるとともに、法制度の見直しを始め大幅な規制緩和等の措置を講じること。また、各種支援に当たっては、復旧・復興における地域格差等が生じないように配慮すること。
- (5) 被災自治体の復興に向けた制度面での障壁を取り除き、復興計画を迅速に実現するため、被災自治体に規制緩和や税財政上の優遇措置等を認める復興特区を設けること。
- (6) 一括交付金の考え方を導入し、被害額・被災者数・被害面積等の外形的な基準などにより交付額を算定するとともに、交付金の使途についても各自治体がそれぞれの実情に応じて柔軟に対応できるようにすること。
- (7) 国庫補助率の引上げ（10/10）と増大する財政需要に対応した別枠での地方交付税の増額を行うとともに、普通交付税・特別交付税を早急かつ重点的に配分すること。また、復旧事業等を継続できるよう平成24年度以降の財源についても確保すること。
- (8) 国や全国市長会等を通じた職員派遣等の人的支援が、中・長期にわたり円滑に行えるよう派遣体制の整備と財政支援措置の充実に努めること。
- (9) 事務手続きの負担軽減
  - ① 災害復旧工事に際し、施越工事承認の柔軟な対応と補助申請に当たっての事務手続きを簡略化すること。また、既存の法令等に定める各種申請書

提出期限の緩和、申請及び実績報告に係る提出書類の簡略化、補助事業期間の延長等により、災害査定を簡略化すること。

② 公共土木施設や社会福祉施設等の災害復旧事業をはじめとする災害復旧対策に対し、災害復旧費の国庫補助について、測量設計費を対象に加えることや、施設設置主体の如何を問わないなど、被災状況に応じ対象条件を緩和するとともに補助率を引き上げるなど、柔軟に対応し早期復旧に向けて強力な支援を行うこと。

(10) 被災自治体に支援を行う自治体に対する財政支援

① 応急対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。

また、財政力等による調整は行わないこと。

② 復旧・復興対策に係る人的・物的な支援に要した経費への財政支援を十分に行うこと。また、財政力等による調整は行わないこと。

(11) 災害復旧・復興を行うに当たり発生する新たな課題について、国と意見交換を行うことの出来る仕組みを構築すること。

## 2. 都市防災機能の強化並びに生活産業基盤等の復旧・復興

(1) 日常生活に欠かせない上下水道、電気、ガス、道路、橋りょう、鉄道、防災行政無線、各種通信等のライフライン等が未だ被災地の多くで不通となっており、被災者の生活や経済活動の回復に大きな障害となっていることから、早期の全面的な復旧を進めるとこと。

(2) 都市防災機能の復旧・強化

① 震災により発生した大幅な地盤沈下は、市街地を含む沿岸部の広範囲にわたっており、これまでの治水対策、排水計画の抜本的な見直しが求められることから、国は、国土保全の観点から状況を十分に調査し、早急に対策方針を示すとともに必要な財政措置を講じること。

② 大規模な余震が続き、更なる地震発生も懸念される中、湾口防波堤、防潮堤、GPS波浪計、河川堤防など多くの公共的基盤施設が被災したことから、復興に向けた早期完成・再建に対する全面的支援を行うこと。

③ 各種消防施設が流失したことから、消防力の再構築に向け財政支援をはじめとする各種支援を行うなど、防災対策の充実強化を図ること。特に災害発生後のライフラインの復旧や物資等の供給体制の確保、情報伝達シス

テムの充実強化等について、早期構築を図ること。

(3) 産業基盤の復旧・強化

- ① 道路は、災害時における迅速な救援活動や支援物資の搬送等において重要な役割を担っており、今回被害を受けた道路については、単なる原形復旧ではなく、より防災性を高めた復旧を早急に行うとともに、引続き広域的なネットワークを形成する道路の整備を促進すること。
- ② バス・鉄道・船舶等の公共交通機関の復旧並びに今後の安定的経営に要する経費に対して、事業主体を問わず支援制度の創設等も視野に十分な財政措置を講じること。
- ③ これまで経済効率を優先し、港湾などの物流拠点が太平洋側を中心に集約されてきたが、リスク分散の観点から、日本海側の拠点となる港湾の更なる機能強化を図るとともに、高速交通網等の整備を一層促進すること。
- ④ 国策によるLNG火力発電所の建設を推進し、電力需給の安定化を図ること。

(4) 学校、保育所、介護施設など多くの公共施設・基盤施設が被災したことから、復興に向けた早期完成・再建に対する全面的な支援を行うこと。

(5) IRU事業により自治体が整備した光回線が、震災により大きな被害を受けていることから、早期復旧のための財政措置を講じること。

(6) 公共土木施設の災害復旧等

- ① 東日本大震災により被害を受けた公共土木施設の早期復旧を図ること。
- ② 公共土木施設災害復旧事業の災害査定については、復旧までに要する期間を短縮するため、総合単価の適用範囲及び机上査定の対象範囲の拡大を図ること。
- ③ 平成25年度末を期限とする合流式下水道改善事業は、被災市における事業が大幅に遅れることが想定されるので、その期限を延長すること。
- ④ 被災箇所周辺の海岸については、速やかに海岸浸食対策事業に着手ができるよう関係省庁の枠を超えて対応すること。

### 3. 震災廃棄物の処理

- (1) 自治体が行うがれき等の除去については、河川、港湾、道路、宅地、農地など現にがれき等の存する場所にかかわらず、全額国の負担とすること。また、がれき等の処理についても、地域の別や被災の程度、公有地・民有

地の区別なく、全額国の負担とすること。

- (2) 一次仮置き場として国有地を提供するなどの措置を講じるとともに、がれき等の二次仮置き場の整備について、自治体に対し技術的に助言すること。また、仮置き場の原状復帰に要する費用については全額国の負担とすること。
- (3) 最終処分場の確保について、国が責任をもって早期に行うこと。
- (4) がれき等の撤去に必要な人員を確保するとともに法的トラブルに対する支援等を検討すること。
- (5) 震災で損失したごみ収集車等の整備費用等、一般廃棄物委託収集業者への財政支援を行うこと。

#### 4. 被災者の生活再建等

##### (1) 応急仮設住宅の供与

- ① 震災により住まいを失った方が、一日も早く、安心して生活再建への一歩を踏み出すことができるよう、国の責任において、応急仮設住宅に希望者全員が入居できるよう早急に対応すること。
- ② 津波被害を受けた地域において、平坦地の確保が困難なことにより丘陵地へ建設する場合、丘陵地等を平坦地に造成する費用について、全額国の負担とすること。
- ③ 民間賃貸物件の借上げによって提供する応急仮設住宅について、被災者自ら確保した住宅に住んでいる場合も、経済的負担を軽減するため、契約当初から家賃補助等現金給付による救済を行うこと。
- ④ 世帯構成や生活様式など、地域特性に応じた住宅整備や、高齢者や障害者等に配慮した福祉仮設住宅の整備など、多様な規格の住宅が安価にかつ迅速に提供されるよう、建設用地や資材・施工業者の確保など関係業界に働きかけること。

- (2) 津波被害地域の集団移転を促進する為、被害地域の土地を国が買い上げるなど新たな制度を創設すること。また、防災集団移転促進事業について、補助率を嵩上げするとともに、広範囲に亘る集落での移転が容易になるよう要件を緩和すること。

##### (3) 宅地災害復旧事業に係る国庫補助制度の拡充

- ① 津波被害者の住宅再建に対する負担軽減と同様に、地盤の崩落や地すべ

りによる宅地の被害に対して、復旧・再整備に要する制度の拡充や新たな制度の創設を図るとともに、費用全額を国の負担とすること。

- ② 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業など宅地災害復旧に関連する補助事業について、全額国費とするとともに、自然がけに加えて、高さ2 m以上の人工法面やコンクリート擁壁等を補助対象とするなど、採択要件を拡大する特例措置を実施すること。併せて、事業費枠を廃止すること。
  - ③ 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について、全額国の負担とするとともに対象面積や戸数などの採択要件を大幅に緩和する特例措置を実施すること。また、小規模住宅地区改良事業や住宅地区改良事業についても、補助率を引上げ、採択要件を緩和する特例措置を実施すること。
  - ④ 現在の被災者生活再建支援制度や災害援護資金制度において、宅地被害並びに非住家についても住宅同様に資金的な支援策を講じること。
- (4) 液状化により住宅が損壊したすべての住民に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金が支給されるよう、早急に、全壊家屋数のみをもって市町村単位で適用を判断する現行制度の見直しや、住家の被害認定基準の更なる見直し等を行い、液状化被害救済範囲の拡大を行うこと。
- (5) 床上浸水や集合住宅における地下の共用部分での電気・機械設備室等の水害被害について、被災者生活再建支援法の対象とすること。
- (6) 生活再建・雇用対策等
- ① 被災者生活再建支援金について上限額を拡大するとともに、被災者の生活再建に向けて、必要な資金や生活用品の提供等の支援措置を講じること。また、被災者の生活を支えるための融資制度を整備すること。
  - ② 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。
  - ③ 被災者に対する就業支援及び雇用創出を行うこと。
  - ④ 東北地方太平洋沖地震の影響で就職の内定取消しが発生していることを踏まえ、平成23年度で終了予定となっている、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業について期間を延長し、内容を拡充すること。
  - ⑤ 新規学卒者を含む被災失業者を雇入れる企業に対する奨励金などの支援策を更に拡充すること。
  - ⑥ 雇用調整助成金の助成割合を引き上げて、休業手当相当額の全額を助成

できるようにすること。

- ⑦ 被災地域の企業が負担する労働保険料等については減免を行い、雇用維持につなげること。
  - ⑧ 重点分野雇用創出事業の積み増し分については、希望する市町村に直接交付すること。
  - ⑨ 被災地等における緊急雇用創出事業を拡充するなど、被災者雇用施策を講じること。
  - ⑩ 被災地等における雇用の創出を図るため、被災者や避難者の雇い入れを行った事業者に対する支援措置の充実を図ること。
- (7) 避難生活を余儀なくされている被災者、特に高齢者や障がい者等に対する医療体制及び心身の健康管理の支援体制を確立すること。
  - (8) 在宅及び施設福祉サービス給付金について、国が全額負担すること。
  - (9) 法務局、年金事務所などの申請手続きに係る窓口について、当分の間、被災地域の近隣へ設置すること。
  - (10) 被災者への実効ある支援策を国・都道府県・避難者受入れ自治体が講じるため、各自治体の支援策や他自治体への移動情報等を共有する仕組みを構築すること。
  - (11) 被災した介護保険事業所について、復興に向けた全面的支援を早期に講じるとともに、介護保険施設について、24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。
  - (12) 震災により通常どおりの保育所運営ができなかったことに伴う保育所保育料の減免の取扱いについて、国の指針を示すこと。また、被災地から転入した児童を受け入れる保育所については、人的配置が必要であることから、これに係る支援措置を講じるとともに、避難元の保育所に在籍のまま、休所扱いで広域入所対応とすること。
  - (13) 被災した保育所等の児童福祉施設について、復興に向けた全面的支援を早期に講じるとともに、24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。
  - (14) 障害福祉施設について、災害時にライフラインの優先復旧等を行うこと。また、施設の24時間即応体制を確保するため、災害時における非常用発電

- 設備・給水設備等の整備に係る財政的支援を含めた対応策を講じること。
- (15) 被災した公立病院等について、早期の復旧支援と十分な財政措置を講じること。
  - (16) 長期的な停電にも対応した在宅医療機器が必要であるため、国において、既存医療機器に接続できるバッテリー等の開発や増産を促進するとともに、医療保険での対応や障害者自立支援法での対応等により、医療機器の使用者に対する給付を推進すること。
  - (17) 東日本大震災において被災した合併処理浄化槽の個人設置者に対して、修繕経費に対する助成制度を設けること。
  - (18) 被災者に対する地方税等の減免措置については、統一的な基準を示すとともに、その減収額については、全額国費により財政措置を講じること。

## 5. 地域産業の復興支援

- (1) 津波等の被災により壊滅的な被害を受けた太平洋沿岸地域の農業・水産業の復興に向け、国土のグランドデザインと明確なビジョンを示すとともに、地域住民の意向を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう、規制緩和等の措置を講じること。また、緊急的な復旧支援はもとより、長期にわたる総合的な支援制度構築・財政支援策を講じること。
- (2) 地域経済の活性化に多大な影響を与える商・工業施設及び観光施設等については早急な復旧が不可欠であることから、農林水産業共同利用施設災害復旧事業に準じた復旧支援制度の創設はもとより、復興に係る金融支援についても十分に配慮すること。
- (3) 水産業の早期復旧・復興支援
  - ① 壊滅的被害を受けた港湾施設や水産業、水産加工業の復興に向け、水産業関係業界の受入基地として、漁業基地の発展に欠かすことの出来ない漁港及び魚市場施設、養殖施設等の迅速な復旧と、財政支援策を講じること。
  - ② 種牡蠣の確保等、他産地への影響に対する早急な対策を講じること。また、定置網等の漁具についても、激甚法に基づく災害復旧事業の補助対象とすること。
  - ③ 漁港及び漁港内のがれき撤去並びに海面の清掃において、自治体に負担がかからないよう特段の措置を講じること。また、港内には、多数の船、自動車、コンテナ等が水没し、津波による土砂堆積箇所もあるため、早期

に海中障害物の撤去及び堆積土砂の浚渫をし、所要水深を確保すること。

④ 防波堤・防潮堤を早期に修復するとともに、防波堤修復までの荷役作業安全確保対策への支援措置を講じること。

⑤ 受変電設備・給電ケーブル等電気設備及びガントリークレーンの早期修復並びにふ頭用地、野積場等の舗装面の早期不陸整正を行うこと。

⑥ 漁船の修復及び建造並びに廃船の処理を行うこと。また、浅海漁業に必要な船舶の確保や資材購入に対し、既存の枠組みを超えた有利な条件の融資や補助制度を創設すること。

⑦ 被災した漁船の乗組員に対する雇用対策を図ること。

⑧ 冷凍水産物やその保管施設が甚大な被害を受けていることから、その所有者が補償を受けられることができるよう特段の措置を講じること。

#### (4) 農業の早期復旧・復興支援

① 海水の浸水による塩害はもとより、油類等の堆積物も広範にわたり、今後、長期にわたり農業生産への影響が考えられることから、自治体、農業関係団体等が行う土壌調査・影響調査をはじめ、除塩や土壌改良などの対策について、全額国の負担とすること。

② 農業再生の基盤となる農業機械や設備等について、多額の費用を早急に準備することが困難な状況にあること、また、経営の集約化や法人化等、大規模経営を実現する為にも、大幅な財政支援策を講じること。

③ 沿岸部の地盤沈下等を伴う地域の治水対策や圃場整備等について、国主導のもと抜本的な見直しを行うなど、財政的支援の充実も含めた措置を講じること。

④ 海岸部の防潮林はその所管が、国、自治体それぞれに分かれているが、その整備は一元的に行われるべきであることから、早期に推進体制を整備すること。また、復旧には相当の費用と期間が必要となることから、予算措置、補助制度について特段の配慮を行うこと。

#### (5) 中小企業への復興支援

① 社屋、工場等を被災した中小企業に対する一時支援金を創設するなど事業再開支援を行うこと。また、年単位で国税等を免除すること。

② 被災した中小企業者及び当該事業者と取引のあった事業者に対する融資について、一定の利子補給を実施するための財政措置を講じるとともに、資金繰り悪化に対処するための新たな支援制度の検討及び自治体独自の



制度融資を実施する場合における財政的支援を講じること。また、復興支援策として、旧政府系金融機関による無利子融資制度を創設すること。

③ 被災した中小企業者に対する災害関連保証（信用保証協会）について、保証料を免除する措置を講じること。

④ 中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件については、震災に伴う特例により、「災害救助法適用地域に所在しない事業所であっても、同法適用地域に所在する事業所と一定規模以上（総事業量などに占める割合が3分の1以上）の経済的関係を有する事業所」も対象としているが、この規模要件を更に緩和すること。

⑤ 被災商店街の復興について、ソフト・ハード事業への中・長期的な全額補助制度の創設等の支援策を講じること。

⑥ 輸出用工業製品等に海外から放射能測定結果の添付を求められている場合には、国や県において安全性を保證する証明書の発行や検査拠点の確保対策を講じること。

⑦ 税制等の取扱いについて

ア 地域指定された地方税の納期延長等の取扱いが各自治体の判断に委ねられていることから、国において早急に地方税法の取扱いについて必要な見解を示すこと。

イ 旅館やホテル等の二次避難所に係る入湯税減免による市税の減収分の補てん措置について配慮すること。

⑧ 原材料供給の停滞による国内生産性の低下を避け、一日も早い復興を図るため、国内の生産拠点に対して円滑に原材料を供給していくための対策を速やかに講じること。

(6) 観光は、様々な分野に関連する裾野の広い産業であり、地域経済の活性化や地域住民の雇用創出等東北地方の再生に大きく寄与するものであることから、観光関連産業に対する金融支援策の充実はもとより風評被害対策など積極的な対策を講じること。

(7) 被災地域の資産について「二重ローン」の状態とならないよう、特段の措置を講じること。

(8) 被災した指定文化財等の復旧、修理について、所有者の負担を軽減するなどの財政措置を講じること。

(9) 文化財の災害復旧について、「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費

国庫補助要項」「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」の弾力的な運用を検討し、復旧対策後の協議となった場合でも国庫補助の対象とすること。

## 6. 避難者支援を行う自治体に対する国の全面的な支援等

### (1) 福祉支援

#### ① 福祉サービスについて

ア 精神障害者、要援護高齢者等は、単独での生活が困難であることから、グループホームへの入所等が可能となるような福祉サービスに配慮すること。

イ 保育所でのケアを必要とする園児の受入について、人的配置が必要であることから、これにかかる支援措置を講じること。

#### ② 医療に係る支援について

ア 健診をはじめ予防接種、各種ワクチン接種等の取扱いが自治体によって異なることから、統一した対応となるよう支援措置を明示すること。

イ 避難所の近隣に精神科医院がない場合には、定期的な巡回診療の措置を講じる等、避難者の医療に係る総合的な支援措置を講じること。

#### ③ 特別な配慮について

ア 被災者の介護サービスに係る利用料について、被災者個人に係る保険適用外の自費対応分を必要な期間、公費負担とするなど、引き続き財政的支援を図ること。また、避難生活を余儀なくされている要援護高齢者等に対して、グループホーム等への入居や健康管理等のケアを行うなどの支援を充実強化すること。

イ 国民健康保険の資格取得、喪失届を避難先の自治体で届出事務が行えるよう特別な措置を検討すること。

ウ 避難生活の長期化により避難者の医療費の増加が予想されることから、国保療養給付費等の国庫負担について、保険者負担分を含めた総合的な財政支援措置を講じること。

エ 避難者に対する生活保護費については、全額国庫負担とするなど、受入自治体の負担とならないよう財政措置を講じること。

オ 避難者への障害者自立支援法による自立支援給付に係る費用について、受入自治体の負担とならないよう全額国庫負担とするなど、財政措置を

講じること。また、避難生活を余儀なくされている障害者等に対して、グループホームへの入居や健康管理等のケアを行うなどの支援を充実強化すること。

カ 被災者の避難地における各種健（検）診等保健事業に係る費用については、全額国庫負担とすること。

キ 生活費がない避難者が緊急的な支援を求めている場合には、義捐金の配分などにより早期に対応すること。

## （２）教育支援

### ① 児童・生徒への配慮について

ア 児童生徒への通学、給食費等の支援についての基準を示すこと。また、避難の長期化に伴う教材費、給食費、部活動費等への継続的な支援措置を講じること。

イ 公立、私立幼稚園の授業料減免による費用負担の増額に伴う支援措置について配慮すること。

### ② 教員等の配置について

ア 時間の経過により心のケアを必要とする児童等が増えると予想されることから、カウンセラーの派遣について支援すること。

イ 児童生徒の「臨時的受入れ」については、学級編成に課題が生じていることから、学区外や区域外就学と同様の取扱とすること。また、加配教員配置についても配慮すること。

## （３）避難生活支援

### ① 避難者への配慮について

ア 一次避難所閉鎖後の二次避難所への移転にあたっては、避難者の公平性の確保や情報共有体制の確保を図ること。

イ 避難者が自宅へ帰宅する場合の移動手段の確保を図ること。

ウ 国指定の避難区域外からの自主避難者についての扱いを示すこと。

エ 単身避難者に不幸があり、身寄り等の情報がない場合の取扱を示すこと。

オ 公営住宅の入居を希望する避難者が、電化製品や寝具の準備ができず入居をためらっている状況にあることから、自治体に対し、統一した基準を示すこと。

カ 民間賃貸住宅転居者への財政支援を講じること。

キ 避難者が義捐金の受領に遅れや漏れなどの不利益が生じることがないように適切な方針等を示すこと。

ク 被害が少ない周辺自治体や、近隣県の自治体が被災者を受け入れることができるよう、避難者支援システムを早期に構築すること。

ケ 避難者の受入の居住環境について、自治体間で差異が生じないように具体的なガイドラインを作成すること。

コ 仮設住宅及び長期的な避難所の整備においては、避難地域のコミュニティとその共助の仕組みを活かすため、大規模にコミュニティをまとめて移設することを可能とするための指針を示すこと。

サ 被災地や周辺自治体等の市民へ影響を及ぼす情報について、正確かつ迅速な情報提供を行うこと。また、マスメディアによる生活関連情報等の内容が混乱、錯綜しないよう、適切な措置を講じること。

## ② その他

ア 避難者受入れ自治体の社会福祉協議会が設置する避難者支援のボランティアセンターについては、その運営に要する費用負担について財政支援すること。

イ 外国人避難者の一時帰国に当たって、一時待機場所の確保等に要した経費負担についても財政支援すること。

ウ 帰宅困難者への対応に要した経費及び今後の帰宅困難者対策に係る経費について財政支援を行うこと。

## (4) 就労・就学等支援

### ① 雇用対策について

ア 生活資金の問題などから、就労を望む方が増えていることから、ハローワークにおいて優先的に就労先を紹介できるようにすること。また、避難生活の長期化に対する雇用対策を講じること。

イ 雇用調整助成金要件を緩和すること。

- ・教育訓練（事業所内訓練）の受給額を改正前（6千円）にすること。
- ・震災に係わる支給限度日数を別枠で確保すること。
- ・震災に伴う特例要件を緩和し、災害救助法適用地域だけでなく、県全体へ拡大すること。

ウ 避難先での就農希望者の雇用環境について検討すること。

### ② 就学等について

避難児童・生徒の就学においては、保護者との避難生活に起因する問題等を含めた一体的な支援策を講じる必要があることから、早期に総合的な支援方針等を示すこと。

#### (5) 災害救助法上の取扱等

避難の中・長期化の中で、緊急対応として法を超えた支援も求められていることから、次の事項について配慮すること。

- ① 雇用促進住宅等への入居については、7月までは災害救助法を適用し避難所扱いとされているが、7月以降についても支援措置を継続すること。
  - ② 災害救助法等による直接支弁経費と特別交付税で措置される経費について明示すること。
  - ③ 避難長期化が見込まれる中、公営住宅等の備品については、災害救助法上のリース料が適用となっているが、購入費用の適用とすること。
  - ④ 避難者に係る汽船運賃を市と企業が負担しているが、長期化が予想されることから、災害救助法上の支援費として財源を確保すること。
  - ⑤ 避難者の日常的な移動や通学に係る費用については、災害救助法上の適用とすること。
  - ⑥ 避難者のペットの保護経費も災害救助法の適用とし、保健所等で預かれるような措置を講じること。
  - ⑦ 毎日の食事の質が精神的ストレスにも繋がる可能性があることから、食費にかかる災害救助費を特別基準とするなど柔軟に対応すること。
- (6) 住民票を避難先の市町村に移さなくとも、必要な行政サービスを受けられる仕組みを構築するとともに、避難者を受け入れる自治体に対し、適切に財政措置を講じること。また、財政力等による調整は行わないこと。

#### 7. 特例期間等の延長

- (1) 合併特例法に係る特例期間における事業計画について、震災により被災市等の事業計画が大幅に遅れることが想定されるので、延長を行うこと。
- (2) 過疎地域自立促進特別措置法は平成 27 年度末までの法期限となっているが、震災により被災市等の過疎債事業の大幅な遅れが想定されるので、延長を行うこと。

# 原子力発電所の事故への適切な対応と安全対策等に関する 重点提言

東京電力福島第一発電所事故への迅速かつ適切な対応と原子力発電所等の安全確保及び防災対策等の強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 迅速かつ適切な原子力発電所事故対応

### (1) 緊急事態の早期収束

国は責任を持ってあらゆる手段を講じ、放射性物質の放出を一日も早く止めるとともに、一連の事態の早期の収束に向け、全力を挙げて取り組むこと。

### (2) 放射線量等の監視体制の拡充及びその情報提供の充実

- ① 国は、大気、土壌、海洋等の環境モニタリングを拡充して放射線量の観測体制に万全を期すとともに、放射性物質による広域的な汚染等の被害を明らかにし、避難住民及び被災農畜水産業者をはじめ関係者への影響について、丁寧かつ分かりやすい説明を継続的に行うこと。
- ② 放射線量測定地点については、学校施設をはじめ大幅に増やすとともに、放射線量の高い地域の児童・生徒をはじめとする住民や避難者等のスクリーニング検査、甲状腺検査等、継続的な診断を実施すること。また、都市自治体に対し放射線測定装置等を貸与するとともに、同装置の整備に対し財政措置を講じること。
- ③ 放射線が周辺に与える影響等について、地形や風の向き・強さなどの予想を考慮した迅速かつ分かりやすい情報提供を行うこと。
- ④ 放射性物質により汚染された農地・校庭等の土壌、住宅・店舗等の建築物などの除染方法や安全基準を早急に設定し、除染計画を明確に示すこと。
- ⑤ 放射性物質により汚染されたがれきや下水汚泥等については、国の責任でモニタリング調査を行い、適切な撤去方法を考案するとともに、国の負担で撤去すること。
- ⑥ 放射線量の高い地域の学校等で除去した土、砂等の適切な処理方法について明確な基準を示すとともに、その費用について支援を行うこと。また、教室等に設置する放射線の影響を遮断する空調施設に対する支援措置を

講じるとともに、プール使用に際しての適切な基準を示すこと。

- ⑦ 国民に対する安心・安全な食品の供給と、産業振興につながる食品の輸出を継続させるため、食品等の放射性物質の測定及び安全性の証明を行う機関を国において設置すること。
- ⑧ 農産物の出荷停止等の解除の基準については、検査期間の短縮を図ること。

(3) 原子力発電所事故に起因する財産的損害や精神的損害等に対する早急な完全賠償等

- ① 国及び東京電力は、被災者・避難者の生活保障に係る支援等について、責任をもって一刻も早く制度を創設し、実施すること。
- ② 国及び東京電力は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域はもとより、それ以外の地域においても、市民や事業者が精神的不安や風評により被った直接・間接な被害、損失に対し責任を持って補償すること。
- ③ 国及び東京電力は、放射性物質に起因する農畜水産物等の被害や操業停止を余儀なくされた事業者・従業員等の損失に対する完全な賠償を早急に行うこと。
- ④ 国及び東京電力は、放射性物質の放出に伴い風評被害を被った農畜水産物等の生産者や加工業者、観光業者や商工業者のほか、それらの従業員に対し、完全な賠償を早急に行うこと。
- ⑤ 上記営業被害、風評被害のほか、精神的不安などについても幅広く賠償等の対象とするとともに、迅速に賠償金又は仮払金を支払うことができるよう、必要となる立法措置を講じること。

(4) きめ細かな風評被害対策

- ① 国は、農畜水産物、工業製品等に対する根拠のない連鎖的な風評被害が生じないように、正確な情報とわかりやすい広報を国内外に迅速かつ積極的に行うとともに、監視の強化と徹底的な指導に努めるほか、風評被害に伴う損失について国は完全な補償をすること。
- ② 国は、社会経済活動の回復を図るため過度な自粛ムードの払拭に努めるほか、風評被害により大きな打撃を受けている観光産業を立て直すため、国内向けのみならず海外に向けて安全性について正確な情報発信を行うとともに、関係団体の行う安全性をPRする取組みに対し支援措置を講じるほか、金融・財政上の支援措置を講じること。

特に、観光産業に対し、東日本大震災復興特別貸付や雇用調整助成金支給の要件を緩和し、間接被害を受けた企業等と同様とすること。

- ③ 外国政府等に対し、きめ細かな安全情報を発信するとともに、誤った情報や誇張した報道に対しては速やかに訂正を要請すること。また、駐日外国公館、在外公館等を通じ、渡航の安全性に関する情報を積極的に伝達するとともに、過度に自粛を勧めることのないように要請すること。

#### (5) 被災自治体及び避難住民受入れの支援を行う自治体に対する財政支援

- ① 役場機能移転等、自治体が被った損害も賠償の対象とするとともに、避難を強いられた自治体における地方税の減収等について、国は十分な財政措置を講じること。
- ② 避難の長期化が予想される中、避難住民を受け入れている自治体の避難所経費、一般経費等が増大していることから、災害救助法による概算請求や財政支援等について特段の配慮を行うこと。

## 2. 原子力発電所等の安全確保及び防災対策の強化

### (1) 原子力発電所等の総点検と事故防止対策

今回の原子力災害に至った原因を徹底検証し、原子力発電所の「止める・冷やす・閉じ込める」機能を、あらゆる事象を想定したうえで、いかなる場合においても確保できるよう万全の対策を講じ、すべての原子力発電所等に対する総点検と事故防止対策を早期に実施すること。

### (2) 原子力安全規制体制の見直し

今回の事故の徹底検証を踏まえ、防災指針や原子力発電所等に対する耐震設計審査指針などの安全審査基準を抜本的に見直し、安全の徹底を図り、国民から信頼されるよう万全を期すこと。

### (3) 原子力事故に対する情報伝達システム及び避難体制の再構築

- ① 原子力発電所等の事故に関する情報は、自治体及び住民に対して迅速かつ正確に公開・伝達するとともに、避難等に係る情報は、住民がとるべき行動や防護措置を含めわかりやすくかつ的確に周知徹底を図ることができるよう、情報伝達システムや避難等の行動指針を早急に構築すること。
- ② 避難区域や住民避難の設定基準について、自治体の意見を十分に踏まえたうえで方針を早急に示し、具体的避難場所や避難ルート、避難方法などの選定について、国の責任を果たすこと。



#### (4) 原子力防災対策の抜本的見直し

- ① 今回の原子力災害による放射能汚染範囲を踏まえ、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z）」の拡大や避難先の選定方法など原子力防災対策の抜本的見直しを早急に行うとともに、現行の周辺地域にとどまらない広域的な防災対策及び支援措置の充実に向けて、制度の創設や弾力的運営を図るなど、国の責任において徹底した対策を講じること。
- ② 住民の速やかな避難や緊急車両通行に必要な防災道路を早急に整備するとともに、住民の安全・安心確保のため、モニタリングポストや放射線測定装置、原子力防災資器材の増設・整備を適切に行うこと。
- ③ 都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能するよう、市町村域、都道府県域に捉われない広域災害として、国は主体的に防災体制を確立すること。
- ④ 通常時から国、都道府県、市町村及び事業者間の相互連携を図り、危機管理体制を整えるとともに、稼働中の原子力発電所の運転状況と対策に関する情報が共有できるようにすること。

#### (5) 原子力医療体制の強化

被ばく医療体制に位置付けられた医療機関に対して、技術的・財政的支援を拡充強化すること。

#### (6) 原子力防災対策に対する立法措置及び財政措置

原子力災害のための避難対策や住民不安解消対策、物資の備蓄拡充、防災資器材の整備等、原子力防災体制の拡充強化に伴う財源は、国の責任において確実に措置するとともに、これら対策を着実かつ効果的に推進するための所要の立法措置を含めた法体系を整備すること。

### 3. 電力の安定供給の確保等

#### (1) 電力の安定供給の確保

- ① 電力需要のピークを迎える夏場を控え全国の住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給の確保について国が責任を持って対処すること。

特に、今後、やむを得ず計画停電を行う場合には、医療機関、在宅で生命維持装置などを使用する世帯及び廃棄物処理施設に対し、安定した電力供給を行うこと。

また、自治体の拠点となる重要な施設・設備及び病院等については非常時における電力・燃料の優先供給を行うこと。

さらに、計画停電の実施に当たっては、観光地等の各地域の実情・特性に配慮して実施するとともに、地域経済への影響を考慮して、大規模製造事業所が一定の操業を確保しうるような方法を検討すること。

- ② 電力供給について、長期的なスケジュールの確立と住民等の問い合わせに十分対応できる体制を確立するよう電力会社へ働きかけること。
- (2) 発電コストの増加に伴い、特定の地域の住民に電気料金の引き上げという形で負担が転嫁されることがないように、国が責任を持って対処すること。
- (3) 原子力発電所立地周辺地域における交付金及び雇用の確保について万全を期すこと。
- (4) 国策によるLNG火力発電所の建設を推進し、電力の安定供給を図ること。
- (5) 産業界からの節電方式の提案について真摯に検討すること。

#### 4. 将来を見据えたエネルギー政策の検討

- (1) 地球環境の保全と国民の安全安心の確保や企業立地等の社会経済の発展を前提として、効率的かつ安定的な電力供給の確保等を図るため、将来にわたるエネルギー政策の在り方について国民的議論を尽くしたうえで、必要な措置を講じること。
- (2) 長期的視野に立ったエネルギー施策として、全国的な電気周波数の統一を図るとともに、代替エネルギーとしての太陽光発電等の自然エネルギー活用や潮流発電等の新エネルギーの地産地消の推進に向けて、必要な財政支援措置の充実を図ること。

## 地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 東海地震、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定の見直しと連動地震による被害想定の方策を早急に行うとともに、東南海・南海地震防災対策推進地域など著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域として指定するなど大規模地震防災対策を強化すること。
- (2) 東日本大震災の被害実態を調査・分析し、津波浸水予測を含む地震・津波被害想定を根本的に改め、早急に防災基本計画及び防災指針等を見直しを行うとともに、具体的かつ総合的な地震防災対策を早期に講じること。
- (3) 地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五か年計画の見直しを行うとともに、計画事業に係る財政上の特別措置の範囲の拡大と補助率の嵩上げ等財政支援措置の充実・拡充を図ること。
- (4) 電気・ガス・上下水道、道路、橋梁、鉄道、港湾、通信等のライフライン施設の耐震化、防災機能の高度化を推進するとともに、早期の復旧を図るための資器材の備蓄・調達対策を確立すること。  
また、市役所等災害対策本部や支援の拠点施設・避難施設となる公用・公共施設、避難路の耐震化や避難所、津波避難ビル等避難施設の整備を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
- (5) 災害に強い海上輸送ネットワークの構築と地域防災力の構築を図るため、湾岸防波堤の改良や耐震強化岸壁の整備、海岸保全施設並びに臨港道路の耐震化等防災機能の高度化を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
- (6) 広域的な災害時における緊急物資の備蓄や受け入れ・搬送、被災者の輸送等を担う防災拠点の整備、機能強化、迅速な搬送体制の確立を図るとともに、国民生活や経済活動に影響を及ぼすことのないよう供給体制を見直すこと。また、国として広域的な緊急物資の備蓄を行うこと。
- (7) 地震による災害想定を見直した上で、新たな緊急物資の備蓄計画の指針

等を示すとともに、緊急物資の備蓄のための財政措置の充実強化を図ること。また、物資や人材、災害用衛星携帯電話等のデータベース化を行うこと。

- (8) 災害が複数県にわたり多数の避難者が生じた場合は、国において具体的な避難方針、計画を定める等、適切な措置を講じること。
- (9) 災害時においては、病院、福祉施設、ごみ処理施設等のライフラインを優先的に復旧させるとともに、医療材料及び燃料等を優先的に確保すること。また、自治体が災害時の即応分として備蓄している医薬品等には使用期限があり、定期的な買替えが必要であることから、医薬品等の備蓄に必要な財政措置の充実強化を図ること。
- (10) 災害時においては水道施設応急復旧用資器材の調達が困難となり、早期の復旧が図れないことから、当該資器材の調達が円滑に行えるよう備蓄対策等の制度の確立を図ること。

## 2. 防災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法は、市役所機能の喪失や域外避難など広域的な大規模災害に十分対応していないことから、こうした事態も想定し、国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえた多重的かつ具体的な防災体制が構築されるよう改正すること。
- (2) 災害対策全般に関する情報を市町村へ速やかに伝達するシステムを整備するとともに、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話など情報伝達システムの整備の推進、財政措置の拡充を図ること。また、防災行政無線のデジタル化について、機器の開発状況等に応じアナログ波の使用期限を延長する等、適切な対策を講じること。
- (3) 災害対策への全国的な財政需要の増加に鑑み、十分な財源を確保するとともに、財政措置を講じること。また、災害復旧事業に係る事務費について、適切な財政措置を講じること。
- (4) 一般家庭における防災対策の促進及び自主防災組織の育成等に対する財政措置を講じること。
- (5) クラウドコンピューティングの推進等による自治体情報保管の確実性を高めるための重層的な安全システムの構築に対する支援策を講じること。
- (6) 被災者生活再建支援システムの導入や構築に対する支援策を講じること。

(7) 交通手段の途絶により孤立状態に陥りやすい島嶼部、山間部等に対し、防災対策の充実、財政措置の充実強化を行うこと。

### 3. 支援対策等の充実強化について

(1) 現行の災害救助法は、都道府県が国の法定受託事務として救助を行うこととなっており、基礎自治体間の相互協力、連携については、全く想定されておらず、垂直的な救助にとどまっているなど、大規模災害や広域的災害に即応できるものとなっていない。従って、地方自治体が迅速かつ柔軟に即応できる制度とするとともに、地方自治体間の水平的、自主的な支援に対する国の費用負担を明文化するなど抜本的に見直すこと。

(2) 被災自治体と支援自治体が、迅速に実態に即した活動ができるよう全国的な物的、人的支援の仕組みの構築を推進するとともに、被災者や被災自治体のみならず物的・人的支援を行う自治体、避難者を受け入れる自治体に対する財政措置制度を設けること。

(3) 災害や災害復旧に関する重要な決定事項・情報については、自治体へ速やかに提供するとともに、国民が混乱することのないよう情報提供のあり方を検討すること。

(4) 被災者、避難者が社会保障、雇用を含む総合的な行政サービスを享受することができるよう、国において適切な措置を講じること。

4. 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

### 5. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防救急無線のデジタル化に必要な財政措置を拡充するとともに、高速道路等の長大トンネルに設けられた消防救急無線設備のデジタル化を道路管理者等が行うよう必要な措置を講じること。

(2) 消防施設、車両、資機材及び通信機器等の整備による常備消防・非常備消防の機能強化、消防広域化に対する財政措置を拡充すること。

(3) 救急車の適正利用を図るため、更に国において積極的な対策を講じること。

# 真の分権型社会の実現による都市自治の確立等 に関する重点提言

基礎自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が自主的かつ自立的な行財政運営が行えるよう、真の分権型社会の実現のための改革を積極的に推進するとともに、地方が将来にわたって安定した行財政運営を行うことができるよう、基礎自治体の意見を十分に尊重した改革を行うこと。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」（第2次一括法案）の早期成立を図るとともに、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を主体的に果たせるよう、地方自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、自由度の高い制度を早期に構築すること。

2. 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、第2次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告を上回る基礎自治体への権限移譲を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業や地域の実情にあった特色あるまちづくりを地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置を講じること。

3. 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、第1次一括法及び第2次一括法案に盛り込まれた事項にとどまることなく、地方分権改革推進委員会の勧告に沿って、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

4. 国と地方の二重行政を解消する見地等から、国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

なお、検討に当たっては、広域的災害対策等についても十分議論するとともに、指定都市の区域内の事務権限については、指定都市に一元的に直接移譲すること。

5. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡大するとともに、税源の偏在が少なく税収が安定している地方消費税を拡充すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を図るとともに、「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」を創設すること。

6. 地方自治体の裁量権及び条例制定権等の拡大を図るため、地方自治法については、都市自治体の意見を十分踏まえ、地方自治体の組織・運営等に関する規定は大枠にとどめることを基本として、抜本的に改正すること。

また、「特別自治市（仮称）」を含め、新たな大都市制度について検討すること。

7. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図り、事前に十分検討を深めること。

8. 社会保障と税に関わる番号制度や地方公務員の労使関係制度等、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、国と地方の協議の場など、事前に地方公共団体と十分協議するとともに、地方への速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。



## 都市税財源の充実確保に関する重点提言

地域主権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じるよう提言する。

### 1. 地方交付税総額の確保と法定率の引き上げ、地方共有税の創設

- (1) 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用など避けることができない財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の強化を図ること。
- (2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引上げること等により解消を図るとともに、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。
- (3) 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

### 2. 社会保障と税の一体改革及び住民自治を可能とする地方税財源の充実強化

- (1) 社会保障と税の一体改革に当たっては、都市自治体が社会保障制度において果たしている役割を踏まえ、地方単独事業を含めて社会保障サービスを持続的に提供できるよう、地方消費税の拡充など税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築するとともに、当該財政需要を的確に地方財政計画に積み上げ、必要な一般財源総額を確保することにより、都市税財源の充実確保を図ること。

また、「国と地方の協議の場」等において真摯な協議を行い、地方の意見を最大限尊重すること。

- (2) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

### 3. 環境施策に係る地方の役割に応じた地方税財源の確保

地球温暖化対策など環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、その役割等に応じた税財源を確保する仕組みとすること。

### 4. 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、税源の偏在性も少なく、行政サービスの提供を支えるうえで重要な基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。

### 5. 地方の自由度を高める国庫補助負担金の一括交付金化と必要額の確保

市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化に当たっては、次の措置を講じること。

- (1) 市町村向けの国庫補助負担金等の地域自主戦略交付金化の具体の設計に当たっては、全体像を早期に明示するとともに、先行する都道府県の運用状況を踏まえ、国と地方の協議の場等で都市自治体と十分協議し合意形成を図ること。
- (2) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく事業の執行に支障が生じないよう、必要額を十分に確保すること。
- (3) 配分については、継続事業や団体間・年度間の事業費の変動、条件不利地域等に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。
- (4) 対象事業については、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とすること。
- (5) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続等の事務負担の軽減を図ること。
- (6) 一括交付金化はあくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。

### 6. 公債費負担の軽減

公債費負担の軽減を図るため、公的資金の補償金免除繰上償還の措置がされているが、依然として公債費は高水準で推移しており、不交付団体も対象

とするとともに、年利等の対象要件の緩和を図ること。

## 介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
2. 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
3. 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
4. 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬3%増）」及び平成21年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

また、介護職員改善交付金事業については、恒久的な措置とするとともに、対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。

## 国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医療制度改革について

(1) 医療制度改革を実施するに当たっては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国の責任を明確にしたうえで、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国保制度の再編・統合等を行うこと。

また、その再編・統合の時期については、早期かつ確実に実現するため、当該施行時期を明確に示すこと。

(2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

(3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

### 2. 国民健康保険制度について

(1) 新制度に移行するまでの間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。

(2) 国保保険料（税）の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(3) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(4) 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(5) 度重なる制度改正等により、市町村の事務負担が増加していることから、

事務の効率化を図ること。特に、資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

### 3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

## 地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、国の主要施策である質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保するべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、規模の縮小及び廃止を余儀なくされている病院等に対し、適切な措置を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期の医療体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (3) 女性特有のがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じること。

### (4) 予防接種について

① 子宮頸がん、インフルエンザ菌b型（H i b）及び小児用肺炎球菌ワクチン等、WHOが推奨する予防接種について、早期に定期接種として位置付けること。

② 自治体の公費助成や法定接種化に伴う費用負担が急激に増加することが予想されることから、国において、自治体負担の軽減のための十分な財政支援策を講じること。

③ 国民が等しく接種できるよう、国において、十分な普及啓発を行うこと。

## 2. 少子化対策について

### (1) 子ども・子育て新システムについて

- ① 「子ども・子育て新システム」の制度化に当たっては、国の責任において確実に財源を確保するとともに、地域の実情に応じた施策が展開できるよう都市自治体の裁量に委ねること。

特に、国と地方の役割分担や費用負担のあり方等については、国と地方の協議の場等において、実施主体となる都市自治体の意見を十分尊重したうえで制度設計を行うこと。

- ② すでに都市自治体は地域の実情に応じた様々な子育て施策を推進していることを踏まえ、全国一律の現金給付と保育サービスをはじめとする子育て関係経費（現物給付）とのバランスにも十分配慮すること。

### (2) 子ども手当について

- ① いわゆる「つなぎ法」失効後の制度については、国の責任において、早急にその姿を示すとともに、国と地方の協議の場等において、国と地方の信頼関係に基づき、真に実効ある協議を行ったうえで制度設計すること。

- ② 現金給付である子ども手当については、システム整備等の事務費や人件費を含め、全額国庫負担とするとともに、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

また、保育料、給食費等の未納問題に対応するため、公平・公正の観点から、必要に応じて子ども手当を未納の保育料等の徴収すべき子育て関係費用に充てることができるよう法律に明記すること。

- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

- (4) 子どもの医療費無料化制度を創設すること。

- (5) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、恒久的な制度とすること。

## 3. 障害者施策の充実について

- (1) 新たな障害者制度に移行するまでの間、障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、



自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置や制度の見直しを図ること。

また、サービス利用者の公平性の確保に配慮しつつ、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。

- (2) 新たな障害者制度の構築に当たっては、性急な変更により現場に混乱を招かないよう、十分な準備期間を設けたうえで、関係者や都市自治体の意見を十分反映し、国民が理解しやすい安定した制度とすること。

また、障害者が個々のニーズに基づいた支援を受けられるよう利用者負担に配慮するとともに、制度移行に係る経費も含めて十分な財政措置を講じること。

- (3) 事業者が安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、必要な措置を講じること。

## 生活保護制度に関する重点提言

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な法改正がなされないまま、今日に至っており、また、少子高齢化や家族形態の変化など現在の社会経済構造に十分対応できず、制度疲労を起こしている。

そのような中、全国市長会は、平成 18 年度に全国知事会と共に、将来を見据えた生活保護制度等について検討を重ね、「新たなセーフティネットの提案」として、①稼働世代のための自立支援集中プラン、②高齢者対象制度、③ボーダーライン層への就労支援制度を提案したところである。

その後、世界的な金融危機に端を発し、我が国でも失業者、低所得者の急増や急激な経済・雇用状況の悪化等により、生活保護受給者は、200 万人を超え、生活保護に要する財政負担が都市自治体の財政を圧迫している状況にある。

さらに、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、生活基盤を失った被災者の方が今後、生活困窮に陥る事態が懸念され、生活保護の申請件数のさらなる増加が見込まれている。

よって、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 社会保障の観点も含めた生活保護制度の抜本的な改革に早急に取り組むこと。その際、国と地方の協議の場等において十分協議し、都市自治体の意見を尊重すること。
2. 国の責任において、生活保護の適正化に向けて必要な法改正等を行うとともに、稼働可能層に対する就労自立支援策を講じること。
3. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

## 廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良い廃棄物・リサイクル制度を構築するべく、十分な財政措置を講じたうえで、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度等について検討すること。

## 義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業及び耐震補強事業と同一棟の改修工事等について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。  
特に、補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

### 2. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

### 3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級の推進等に向け、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

### 4. 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員等の適正配置や研修の実施に伴う人件費、施設整備費について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

5. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

## 公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 社会資本整備総合交付金の充実

(1) 社会資本整備総合交付金については、同交付金の目指す地方の社会資本整備が計画的かつ効率的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。

また、同交付金の配分に当たっては、社会資本整備が遅れている地域、財政力の弱い地域などにおいても、必要とする事業の執行に支障が生じないよう留意すること。

(2) 同交付金の一部は地域自主戦略交付金に移行されたが、今後の具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分踏まえ、同制度の明確化を図ること。

(3) 同交付金制度の運用に当たっては、都市自治体が活用しやすい仕組みにするとともに、事務の簡素化に配慮すること。

### 2. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

### 3. 公共事業に係る補助金等の事務費については、直轄事業負担金の業務取扱費の廃止に係わらず、地方財政の実態を考慮し、地方の負担増とならないよう、引き続き安定的に確保すること。

## 道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備財源を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 橋梁等の道路施設の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

## 運輸・交通政策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進及び地域生活交通の維持、地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
2. 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
3. 地方航空路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に多大な影響を与えることを踏まえ、全国の航空ネットワークの維持について最大限配慮すること。
4. 地域公共交通活性化策への支援の充実
  - (1) 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通ネットワークを充実するとともに、十分な財政支援の拡充を図ること。

また、交通基本法を早期に制定し、関連施策の着実な推進及び支援措置を拡充すること。
  - (2) 地域住民の生活に必要不可欠であり最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線に対し、安定的な維持ができるよう恒久的な財政支援を講じること。
  - (3) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路整備政策の抜本改革を速やかに実現するとともに、離島航路の維持・確保に向けて、積極的かつ恒久的な財政支援を講じること。
5. 港湾・海岸の整備について
  - (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。



(2) 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。

特に、東日本大震災による大津波の被害を詳細に検証したうえで、津波・高潮対策事業を早期に実施するとともに、その強化を図ること。

(3) 海陸にわたる防災拠点として港の機能強化を推進するとともに、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。

## 6. 漂着・漂流ごみ対策について

(1) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し、地域の実態を踏まえ、平成24年度以降も引き続き財政措置を講じるとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 漂着・漂流ごみ等の一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。

(3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について多国間での協議を行うこと。

また、先に採択した三カ国共同行動計画を確実に実効あるものにするこ  
と。

# 農林水産政策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 農業者戸別所得補償制度の実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、生産現場等が混乱することのないよう、継続的かつ効率的に実施するための関係法令を整備すること。

また、地域や品目ごとの価格・収入の変動に対するセーフティネット策を講じること。

(2) 制度の円滑な運用のため、農業者に対する説明や広報活動を充実させるとともに、都市自治体の事務負担を軽減すること。

(3) 地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。また、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(4) 新規需要米及び加工用米は、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

## 2. 農業農村整備事業の推進

(1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。

また、農業生産基盤及び農業生活環境基盤等の保全管理についても計画的かつ円滑に推進できるよう保全管理に係る制度を拡充するとともに、必要な予算を確保すること。

(2) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策の充実強化を図ること。

### 3. 家畜伝染病対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、感染経路の研究や新薬の開発などを進めるとともに、事前対応型の防疫体制を整備すること。

また、再発防止のため、国産飼料の自給率向上を図ること。

- (2) 家畜伝染病の発生時における早期の封じ込めを実現するため、更なる法制度の整備を行うとともに、マニュアルの整備や諸外国との連携など、危機管理体制の強化を図ること。

また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。

- (3) 家畜伝染病の発生により、風評被害を含めた損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置を講じること。

- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、更なる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

### 4. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉参加の検討に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である震災からの復旧・復興と食料自給率の向上や農業・農村の振興などに支障が生じないように配慮するとともに、十分な国民的議論を経た上で、慎重に対応すること。

併せて、農業再生の基本方針において具体的実効性のある対策を明示し、農業関連施策の一層の充実を図り、持続可能な力強い農業を確立すること。

また、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）等の交渉におい

ては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、米や小麦等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。

## 5. 鳥獣被害防止対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。

(2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。

## 6. 森林整備対策等の充実強化

(1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林がもつ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。

(2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

(3) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

## 7. 水産業の経営安定対策等の充実強化

水産基本法に則り、水産業の経営安定・体質強化対策及び水産物の加工・流通・消費対策並びに水産資源の回復・管理対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港をはじめとする水産基盤整備を推進するため、十分な予算を確保すること。

## 地域経済の活性化に関する重点提言

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域経済や雇用を支える中小企業に対して、税制上の優遇措置や融資制度の拡充等の支援措置の充実を図るとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じること。

2. 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、経営の安定に支障が生じることがないように、セーフティネット保証制度等の充実や認定基準の緩和を図るとともに、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。

3. 地域経済を活性化するため、企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。

4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について延長するとともに、抜本的な法改正を行うこと。特に、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強化等を図ること。

5. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、案

内板等の外国語表記の充実など、観光振興策に対する財政支援措置を講じる  
こと。

#### 6. 電源立地地域対策等の充実強化

(1) 電源立地地域対策交付金の交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図  
ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用で  
きるよう制度の改善を図ること。

(2) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」に基づく財政措  
置の拡充を図ること。